

中国地方社会保険医療協議会総会（第 17 回）

日時：平成 26 年 10 月 17 日（金）14:00～

会場：広島合同庁舎 2 号館 6 階 共用第 7 会議室

○浅見（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。皆さまおそろいになりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただ今から、第 17 回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

委員 20 名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は支払側委員の森委員、宇都宮委員、新井委員、診療側委員の魚谷委員、公益委員の錦織委員の 5 名がご欠席で、15 名の委員がご出席ですので、社会保険医療協議会令第 2 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本会議につきましては、中国地方社会保険医療協議会議事規則第 2 条第 1 項の規定により、会議を公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、「中国地方社会保険医療協議会総会（第 17 回）配付資料一覧」、これは 1 枚ものです。次に本日の「議事次第」、これも 1 枚ものです。次が本日の「総会座席表」、これも 1 枚ものです。次に「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」です。

次に会議資料です。議題 2 の資料としまして、「中国協議会 総-1」として「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について（案）」です。議題 1 については資料がございませんので、お間違えのないようお願いいたします。

次に、報告資料としまして「保険医療機関等に係る管内の状況について」です。

最後に参考資料として「関係法令・通知集」を付けております。

以上が本日の資料です。資料が不足している委員の方がおられましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の熊本よりご挨拶を申し上げます。

○熊本（厚生局長）

中国四国厚生局長の熊本でございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、大変お忙しい中、第 17 回総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。あらためて御礼を申し上げます。

また、日ごろから医療保険行政につきまして、格段のご協力なり、ご支援を賜っており

ますことを、併せてここに厚く感謝申し上げます。

なお、去る8月の広島県の土砂災害におきましては、多くの犠牲者あるいは被災者が発生しました。この場をお借りして、お悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本日の議題は、先ほど資料をご確認いただいたように2つございます。

議題1として「会長の選挙について」、議題2として「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について」です。

議題1は、社会保険医療協議会法第4条において、「委員の任期は、2年とし、1年ごとに、その半数を任命する」とされております。このため、今回も半数の委員の方が改選となりましたが、9月末まで会長職をお務めいただきました田邊委員も改選の対象でございましたので、あらためて会長を選出する必要があります。まず最初に、会長のご選任をお願いしたいと考えております。

また議題2は、新任又は再任された委員等の所属する部会について、本協議会での承認及び新会長による部会所属委員等の指名を行わなければならないことから、その手続きについてもお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浅見（企画調整課長）

続きまして、前回の総会以降における委員及び臨時委員の交代について、ご報告いたします。

社会保険医療協議会法第4条第1項の規定により、毎年10月1日付けで委員及び臨時委員の半数につきまして改選を行っております。

配付資料の「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」をご覧ください。

氏名に下線のある方が今回の改選の対象となった皆さまです。そのうち、太字でゴシック書きの方が新たに委嘱された委員等で、委員で2名、臨時委員で2名の計4名になります。

順にご紹介させていただきます。

名簿1ページの委員では、松山正春委員が退任され、後任として佐藤正浩委員が、井上昭一委員が退任され、後任として錦織厚雄委員がそれぞれ発令されています。

名簿2ページの臨時委員では、崎村健二臨時委員が退任され、後任として吉本良夫臨時委員が、岡田隆子臨時委員が退任され、後任として源田智子臨時委員がそれぞれ発令されております。

本日ご出席いただいております佐藤委員から、簡単な自己紹介をいただければと思います。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

皆さま、こんにちは。前任の松山先生の後に入らせていただきました佐藤と申します。岡山県医師会から参りました。標榜科は内科と小児科で、私は倉敷市で開業させていただいております。非常に若輩者ですが、これからもよろしくお願いいたします。

○浅見（企画調整課長）

ありがとうございました。

なお、今回10月1日の改選により、新任又は再任された委員の皆さまには、厚生労働大臣の委嘱状を机にお配りしております。本来であれば、皆さまお一人お一人に手渡しすべきところではございますが、時間の都合上、省略させていただきましたことをご容赦いただきたく存じます。

続きまして、本年10月1日付けで中国四国厚生局の職員の異動がございましたので、紹介させていただきます。

指導総括管理官の佐々木利仁でございます。

○佐々木（指導総括管理官）

はじめまして、指導総括管理官の佐々木でございます。10月1日に前任の後藤の交代でまいりました。前任の後藤に引き続き、よろしくお願いいたします。

○浅見（企画調整課長）

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。田邊前会長も今回の改選の対象となっておりますので、この後の議題で会長が選出されるまでの間は、総務管理官の渡部が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡部（総務管理官）

総務管理官の渡部でございます。これより議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議題1】会長の選挙について

○渡部（総務管理官）

それでは、議題に入らせていただきます。

本日の最初の議題は、「会長の選挙について」です。

先ほども説明がありましたとおり、田邊前会長の本年9月末での2年の任期満了により、あらためて会長を選出する必要があります。

本協議会の会長につきましては、社会保険医療協議会法第5条第1項の規定により、「公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長1人を置く」こととされています。

「公益委員の中で、この方に会長をお願いしてはどうか」という方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○釜瀬委員

引き続き田邊委員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部（総務管理官）

ただ今、釜瀬委員から「引き続き田邊委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○渡部（総務管理官）

ご異議なしということで、田邊委員に会長をお願いしたいと思います。

田邊会長、恐れ入りますが会長席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

○田邊会長

今、会長に選出いただいた田邊です。前からいらっしゃる方はご承知のように、非常にいいかげんな人間ですので、なかなかきちんとした議事進行もできなくて、皆さまのお時間を無駄にしたりということで毎回反省しておりますが、なかなか改まりません。今後とも、できるだけきちんとしていけるように努めていきますので、何とぞご協力のほどよろしくをお願いいたします。

○渡部（総務管理官）

どうもありがとうございました。

それでは、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いいたします。

○田邊会長

次の議事に移らせていただく前に、議事録署名人として私のほかに2名必要ですので、勝手ながら私のほうで、今回は支払側委員から西田委員を、診療側委員から檜谷委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

お二人には、後日、事務局から連絡が参りますので、ご確認の上、署名・捺印をお願いいたします。

【議題2】部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について

○田邊会長

それでは、議題に入ります。

2つ目の議事ですが、「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について」です。この内容について、事務局からご説明をお願いします。

○浅見（企画調整課長）

私、企画調整課の浅見より、議題2の「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について」の案につきまして、ご説明させていただきます。

資料の「中国協議会 総-1」の「部会に属すべき委員及び臨時委員の承認・指名について（案）」をご覧ください。

最後の8ページに関係法令の抜粋を付けております。協議会の委員の任期については社会保険医療協議会法第4条の規定により、「委員の任期は、2年とし、1年ごとに、その半数を任命する」とされています。また、臨時委員についても委員に準じた取り扱いとなっております。

本議題の委員及び臨時委員の所属部会の承認につきましては、社会保険医療協議会令第1条第3項におきまして、「地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する」となっております。

本年9月末をもちまして、委員及び臨時委員の半数に当たる皆さまが任期満了となり、新たに10月1日付けで厚生労働大臣から委嘱の発令を受けられた新任又は再任の皆さまに所属いただく部会について提案をさせていただき、協議会としてのご承認と会長のご指名をお願いする所です。

では、1ページ及び2ページに委員、臨時委員の名簿がございます。会議の冒頭で委員又は臨時委員の交代の報告の際にも少し触れさせていただきましたが、氏名に下線のある方が、今回の改選により新任又は再任となった皆さまです。

順にご紹介いたします。

まず1ページの委員の方々ですが、石本委員、宇都宮委員、斉藤委員、中元委員、新井委員、佐藤委員、檜谷委員、小田委員、錦織委員、田邊会長の10名です。

次に2ページの臨時委員の方々ですが、吉本臨時委員、三谷臨時委員、花原臨時委員、渡邊臨時委員、徳吉臨時委員、陶山臨時委員、赤澤臨時委員、藤田臨時委員、井上臨時委員、源田臨時委員の10名です。

この20名の委員及び臨時委員の皆さまにおきましては、名簿の備考欄がございます各県部会への所属についてご承認をお願いする所です。

なお、3ページから7ページにつきましては、各県部会の構成を再掲しております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○田邊会長

ただ今、丁寧なご説明がありましたが、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○田邊会長

特にございませんでしたら、ただ今ご説明のありました資料「中国協議会 総-1」の各改選の委員、臨時委員の所属部会については、本協議会でご承認いただいたこととして、会長の私がこの名簿に従ってご指名をしたこととさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

○田邊会長

ありがとうございました。

それでは、本件につきましては以上で終了いたします。

事務局から報告事項のご説明をよろしく申し上げます。

【報告事項】

○上山（管理課長）

管理課長の上山です。資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

報告資料の「保険医療機関等に係る管内の状況について」のご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

この表は、平成26年度上期の中国地方社会保険医療協議会の各県部会の開催状況をまとめたものです。保険医療機関・保険薬局の指定につきましては、中国地方社会保険医療協議会に諮問し、答申を受けて指定することとされております。

新規指定につきましては、新たに開設された病院・診療所・薬局、あるいは個人から法人への組織変更などがあります。

指定更新につきましては、健康保険法第68条の規定により、「指定の日から起算して6年を経過したときは、その効力を失う」とされていることから、指定から6年ごとに再度指定申請されたものです。

各県部会ともに毎月1回開催し、新規指定の保険医療機関・保険薬局、指定更新の保険医療機関・保険薬局を諮問し、答申をいただき指定しております。

指定状況につきましては、26年度上期の一番下の「26年度上期分計」をご覧くださいますと、新規指定保険医療機関の医科113機関、歯科62機関、薬局88薬局ございます。また、指定更新分については、医科178機関、歯科98機関、薬局160薬局です。

次に2ページをご覧ください。

このグラフと表は、中国5県の保険医・保険薬剤師数の年度推移をまとめたものです。上段のグラフは左から、鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県に、それぞれ医師、歯科医師、薬剤師数を、平成24年4月、平成25年4月、平成26年4月の3年間と、平成26年10月の推移をまとめたものです。全体として微増で推移しています。

3ページをご覧ください。

このグラフと表は、平成26年4月から9月までの中国5県の保険医・保険薬剤師の新規登録状況をまとめたものです。左から、4月から9月までの医師、歯科医師、薬剤師ごとに月別の新規登録者数を表したものです。

医師の保険医登録については4月、5月に集中しており、歯科医師の保険医登録も4月に集中しています。全体の98%を4月で占めています。これは医師免許・歯科医師免許を取得され、すぐに登録申請をされているということになります。

保険薬剤師については、全体の69%が5月、6月に集中しています。保険薬剤師については、保険薬局に勤務する場合には保険薬剤師であることが必要ですが、病院や製薬会社に勤務する薬剤師については保険薬剤師である必要がないため、病院を退職し、保険薬局に勤務する場合に、初めて保険薬剤師の登録申請をするケースがあり、件数は少ないですが年間を通じて登録申請がございます。

次に4ページをご覧ください。

このグラフと表は、中国5県の県別の保険医療機関・保険薬局数の年度推移をまとめたものです。グラフは、左から鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県に、それぞれ医科の保険医療機関、歯科の保険医療機関、保険薬局を、平成24年4月、平成25年4月、平成26年4月の3年間と平成26年10月の推移をまとめたものです。いずれも、ほぼ横ばいという状況です。

次に5ページをご覧ください。5ページのグラフと表は、平成26年4月から9月までの中国5県の保険医療機関・保険薬局の新規指定状況をまとめたもので、医科、歯科、薬局ごとに月別の推移を表したものです。グラフの下の米印に記載しておりますが、開設者の交代、個人から法人へ又は法人から個人への組織変更、移動等は含めておらず、純粋な新規のみの指定機関数を計上しております。全体として4月の開設が多いようです。

以上、簡単ではございますが、「保険医療機関等に係る管内の状況について」のご説明を終わります。

○田邊会長

ただ今の中国地区の状況のご説明ですが、ご質問、ご意見はございますか。

(質疑なし)

○田邊会長

特にご質問がないようですので、本日予定した議題は終了しました。

次回の日程等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○浅見（企画調整課長）

次回の総会につきましては、来年4月を予定しております。

ただし、それまでの間に諮問案件等が発生した場合には、臨時に総会を開催させていただきます。いずれにしましても、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、後日、委員の皆さまに議事録の原案をお送りしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田邊会長

それでは、本日の総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)